

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集R6-10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 周南市長 藤井 律子		(所在地) 山口県周南市岐山通1丁目1番								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）														
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	周南市大字八代 字大崩	121	3022	111-0	山林	1.1858	ヒノキ	81	公告の日から	経営管理権を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで (2031.3.31)	別添1 参照	別添2 参照	別添3 参照	経営管理権設定区域は別添図面のとおり
2	周南市大字八代 字大崩	11419-4	3022	120-2	山林	0.4373	ヒノキ	42						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	周南市大字八代 字大崩	121	3022	111-0	山林	1.1858	ヒノキ	81				
2	周南市大字八代 字大崩	11419-4	3022	120-2	山林	0.4373	ヒノキ	42				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

周南市長 藤 井 律 子

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採（間伐）を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（8）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。

なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	○ 経営管理実施権は設定しない。 ○ 間伐に要する経費は、乙が負担し、木材の販売収益が得られた場合には、本経費へ充当する。 なお、森林環境譲与税等を活用して全額公費負担で間伐を実施する場合には甲に利益を還元しない。
	周南市大字八代字大崩	121	3022	111-0	
	周南市大字八代字大崩	11419-4	3022	120-2	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

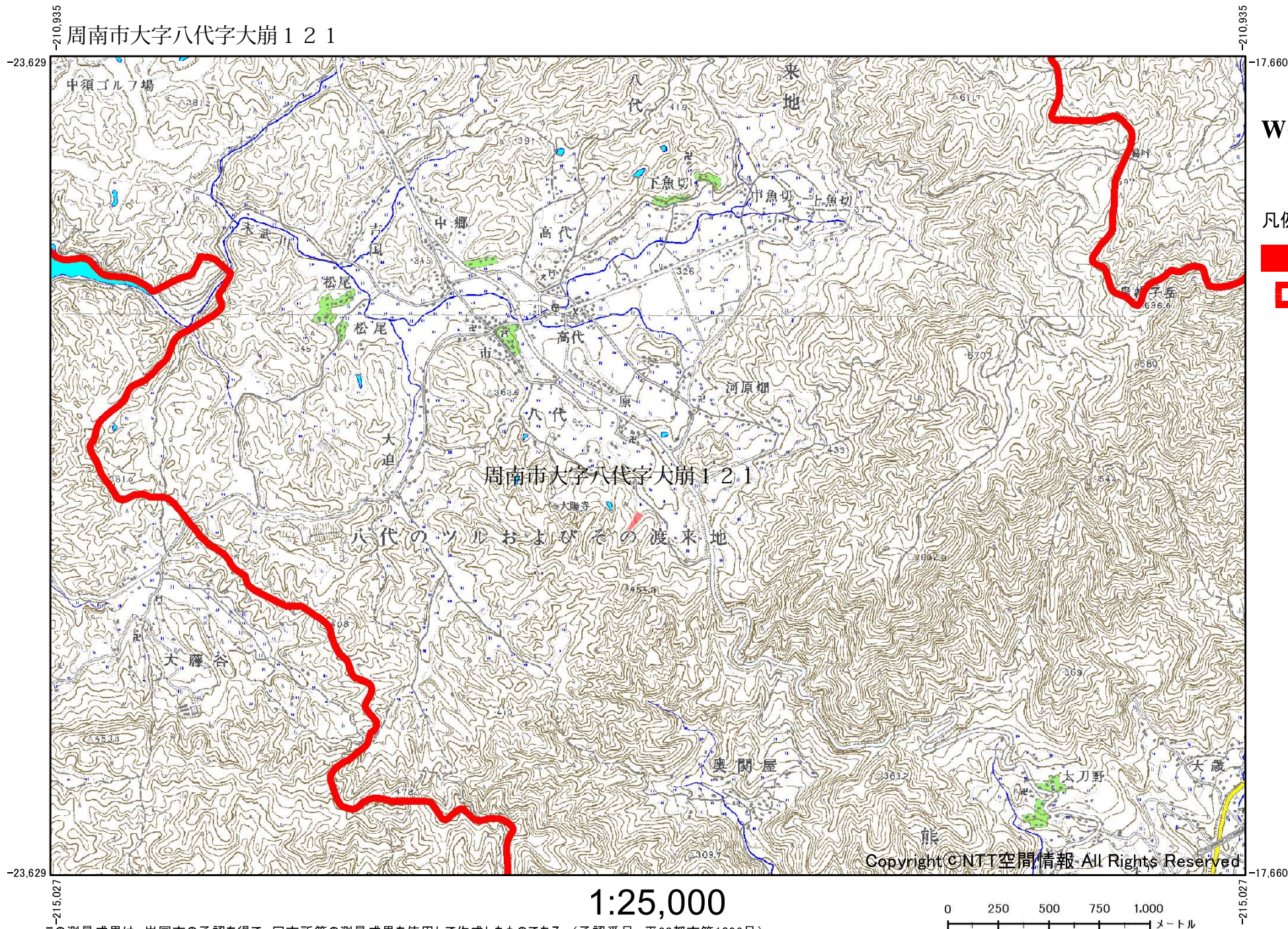
(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

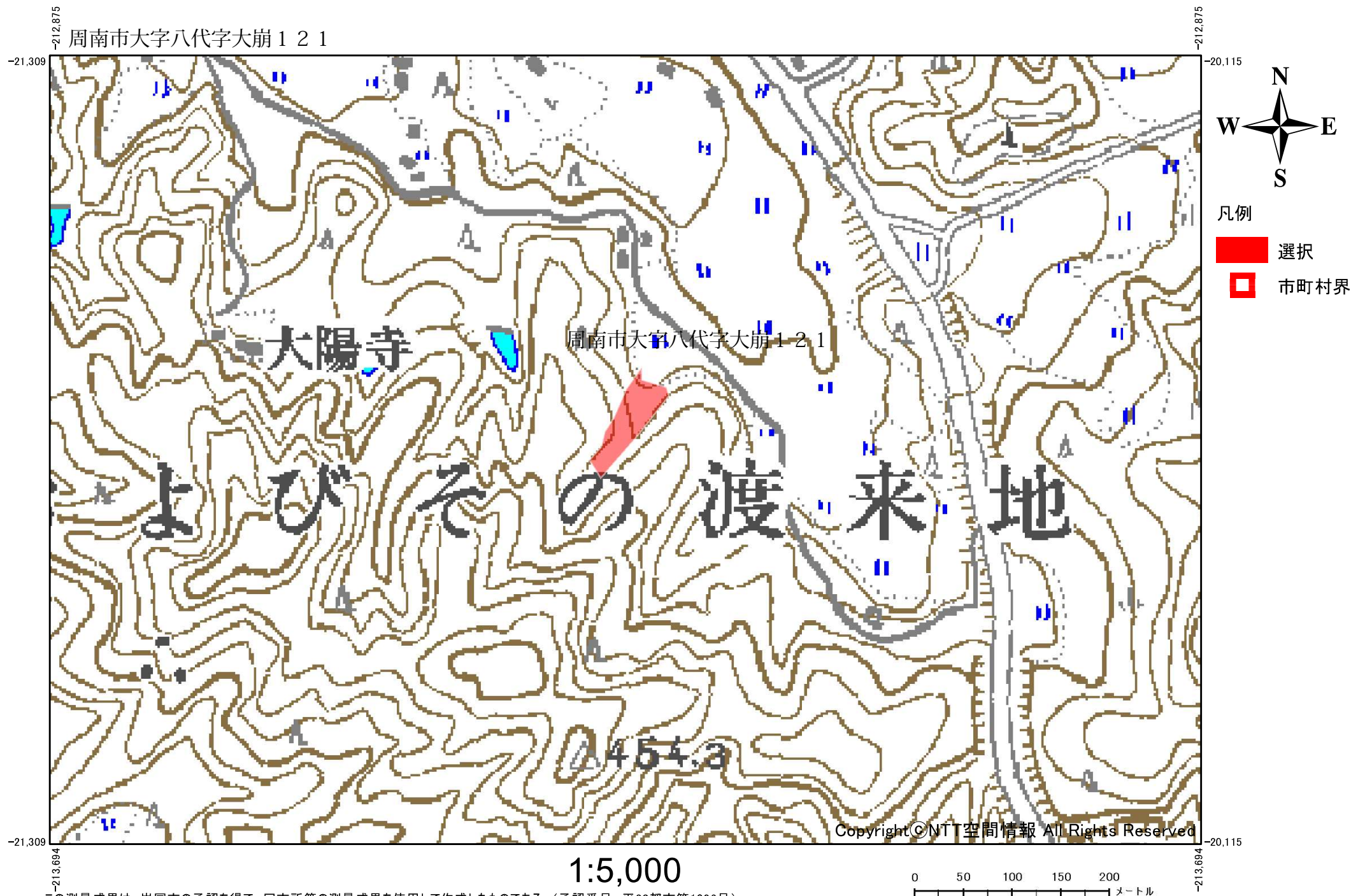


この測量成果は、岩国市の承認を得て、同市所管の測量成果を使用して作成したものである。(承認番号 平23都市第1096号)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)、数値地図25000(地図画像)、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情複、第554号)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第502)

この森林計画図(簿)は、森林法第5条に基づく地域森林計画を樹立するために必要な森林資源の把握を目的として作成したもので、個々の森林の境界、地番、所有者等を確認の上、作成したものではありません。
したがって、個々の森林の所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。

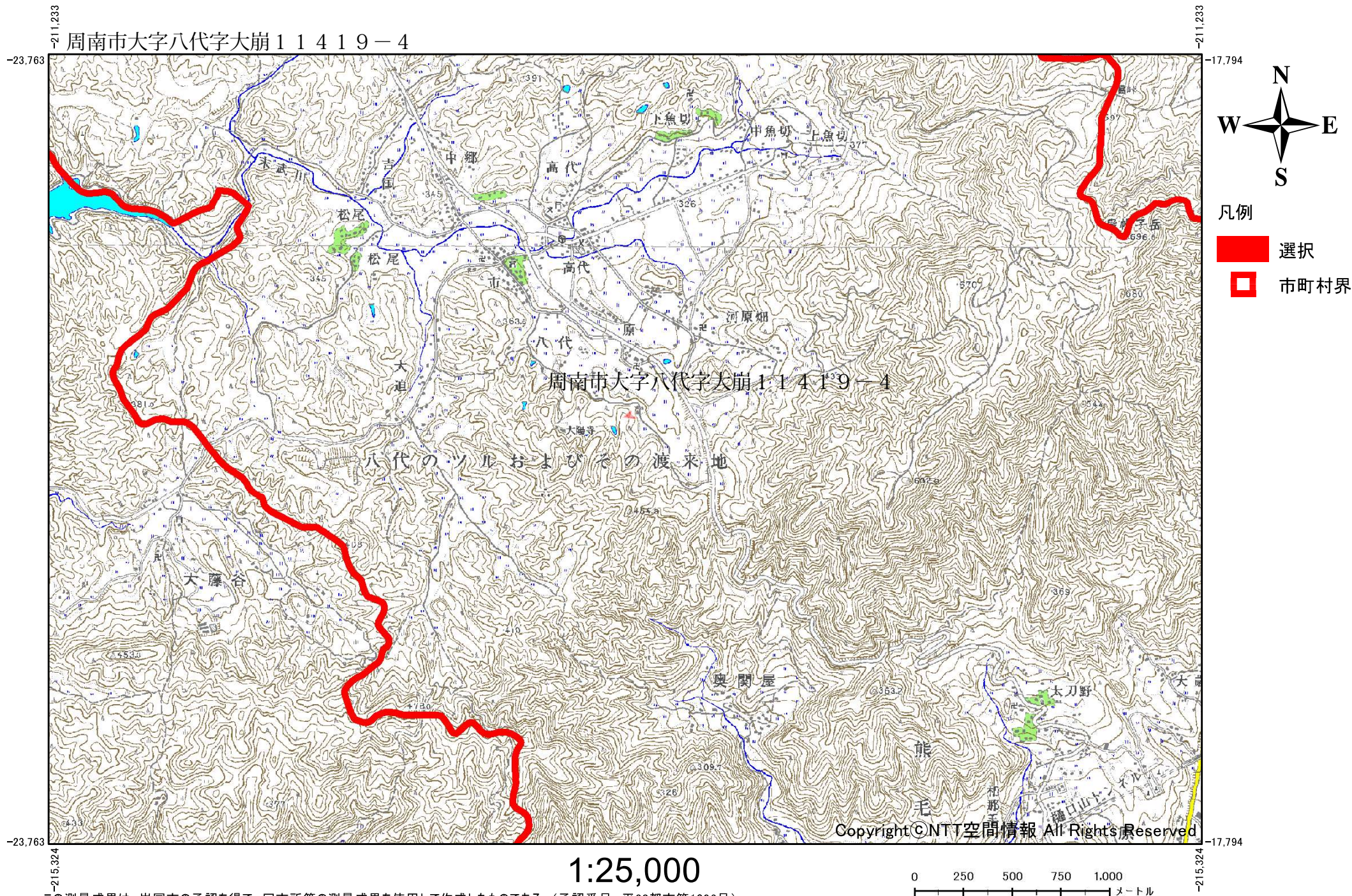


この測量成果は、岩国市の承認を得て、同市所管の測量成果を使用して作成したものである。(承認番号 平23都市第1096号)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)、数値地図25000(地図画像)、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号平29情複、第554号)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第502)

この森林計画図(簿)は、森林法第5条に基づく地域森林計画を樹立するために必要な森林資源の把握を目的として作成したもので、個々の森林の境界、地番、所有者等を確認の上、作成したものではありません。したがって、個々の森林の所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。



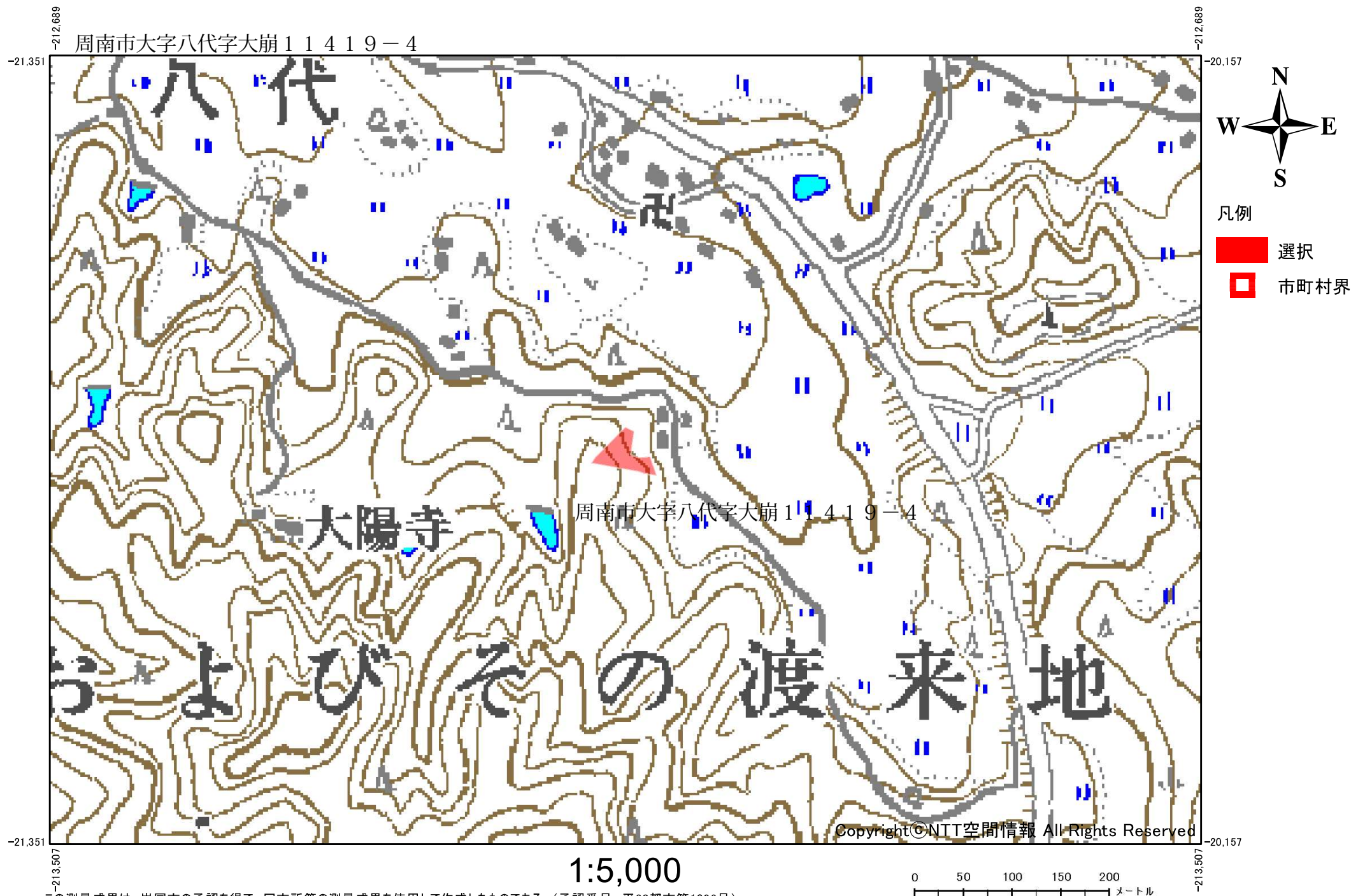
この測量成果は、岩国市の承認を得て、同市所管の測量成果を使用して作成したものである。(承認番号 平23都市第1096号)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)、数値地図25000(地図画像)、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号平29情複、第554号)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第502)

この森林計画図(簿)は、森林法第5条に基づく地域森林計画を樹立するために必要な森林資源の把握を目的として作成したもので、個々の森林の境界、地番、所有者等を確認の上、作成したものではありません。したがって、個々の森林の所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。

山口県



この測量成果は、岩国市の承認を得て、同市所管の測量成果を使用して作成したものである。(承認番号 平23都市第1096号)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)、数値地図25000(地図画像)、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号平29情複、第554号)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第502)

この森林計画図(簿)は、森林法第5条に基づく地域森林計画を樹立するために必要な森林資源の把握を目的として作成したもので、個々の森林の境界、地番、所有者等を確認の上、作成したものではありません。
したがって、個々の森林の所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。

山口県